

市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防犯パトロールの実施及び街頭防犯カメラの設置により犯罪の抑止及び治安の向上を図るため、街頭防犯カメラを設置する地域団体に対し、予算の範囲内において、市川市街頭防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 自治会、商店会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (2) 街頭防犯カメラ 市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例（平成17年条例第7号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する防犯カメラであって、別表に定める機能を有するものをいう。
- (3) 画像 条例第2条第2号に規定する画像をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たす地域団体とする。

- (1) 補助金の交付申請を行う年度の前年度の4月1日前から継続して自主防犯パトロールを実施している実績があり、かつ、今後も継続して実施することが見込まれること。
- (2) 市長が別に定める街頭防犯カメラの設置及び運用に関する基準を遵守するものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 街頭防犯カメラを購入し、及び設置するものであること。

(2) 街頭防犯カメラの設置は、補助金の交付申請を行った年度に着手し、当該年度内に完了できるものであること。

(3) 補助金の交付を受けようとする街頭防犯カメラに関し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、街頭防犯カメラの購入に要する費用及び設置に要する費用とする。ただし、次に掲げる経費は、この限りでない。

(1) 既存設備の撤去又は移設に要する費用

(2) 街頭防犯カメラを設置する土地の造成又は土地、建物等の使用若しくは取得若しくは補償に要する費用

(3) 街頭防犯カメラに係るモニターの設置に要する費用

(4) 街頭防犯カメラの維持又は管理に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、街頭防犯カメラ1台につき20万円を上限とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者（以下この条において「申請者」という。）は、規則第3条第1項の規定による申請書の提出をしようとするときは、あらかじめ市長が別に定める期日までに市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、市川市街頭防犯カメラ設置補助事業事前協議申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 街頭防犯カメラ設置計画書

(2) 地域団体の規約等

(3) 地域団体の役員名簿

- (4) 第3条第1号に規定する事項を証する資料
- (5) 条例第3条第1項に規定する設置利用基準（次条第2項第1号において「設置利用基準」という。）の案
- (6) 街頭防犯カメラを設置する予定の箇所の位置図及び現況写真
- (7) 街頭防犯カメラの撮影予定範囲を記載した平面図
- (8) 街頭防犯カメラの購入に要する費用及び設置に要する費用に係る見積書及びその内訳書
- (9) 街頭防犯カメラの仕様書
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、事前協議が終了したときは、市川市街頭防犯カメラ設置補助事業協議結果通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

4 申請者は、事前協議終了後、その内容に変更等を生じたときは、速やかに、その内容を市長に報告するとともに、必要に応じて再度協議を行うものとする。

（交付の申請）

第8条 規則第3条第1項の申請書は、市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置利用基準
- (2) 街頭防犯カメラを設置する箇所の位置図及び現況写真
- (3) 街頭防犯カメラの撮影範囲を記載した平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項各号に掲げる書類について、前条第2項の規定に基づいて既に提出されている書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けて設置した街頭防犯カメラ（以下「取得財産」という。）については、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は除去しないこと。
- (2) 取得財産については、常にその管理状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、この補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (3) 取得財産を移設する必要がある場合又は破損等によりその用に供することができなくなったときは、市長にその旨及び事後対策を報告すること。
- (4) 補助対象事業が完了した後、市長の求めに応じ、取得財産の現況について、市長に報告すること。
- (5) 前各号に掲げる事項は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間遵守すること。

（決定の通知）

第10条 規則第6条の規定による通知は、市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付可否決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（変更等の承認）

第11条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業に変更等を生じたことにより、規則第8条の承認を受けようとするときは、市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付申請事項変更等承認申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市街頭防犯カメラ設

置費補助金実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置した街頭防犯カメラの現況写真
- (2) 設置した街頭防犯カメラにより撮影された画像を印刷した資料
- (3) 補助対象経費に要した費用を支払ったことを証する書類及びその内訳書
- (4) 補助金の額の算出の根拠を示した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、当該補助対象事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日までとする。

（額の確定）

第13条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市街頭防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（様式第8号）により補助金の交付決定を受けた補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第14条 規則第16条の交付請求書は、市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第9号）によるものとする。

（交付の取消し）

第15条 規則第18条第3項の規定による通知は、市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第16条 規則第21条第2号及び第3号の市長が定めるものは、補助金の交付を受けて取得した価格が2万円以上の街頭防犯カメラとする。

2 規則第21条ただし書の規定により市長が定める期間は、街頭防犯カメラ本体及び記録装置にあつては5年間とし、これら以外の機器にあつては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(帳簿等の整理)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、当該経費について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(報告)

第18条 補助事業者は、市長から要求があったときは、街頭防犯カメラの維持管理、自主防犯パトロールの実施状況等について、市長に報告しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市街頭防犯カメラ設置費補助金交付要綱の規定は、令和元年8月1日以後の事前協議に係る市川市街頭防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の事前協議に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（要綱第2条関係）

機能等の区分	仕 様
共通機能	24時間の運用に耐えられるものであること。
撮影機能	カラーでの撮影が可能なものであること。ただし、夜間においては白黒での撮影によることができる。
	映像出力が100万画素以上であること。
	最低被写体照度が3lxを満たすものであること。
録画機能	1秒間の記録間隔4コマ以上の設定において、7日間以上保存が可能なものであること。
	記録画像サイズは1280×960以上のものであること。
	画像の閲覧に当たっては、パスワードの入力を要すること等とし、第三者が容易にこれを抽出し、保存し、又は再生することができない措置が講じられたものであること。
	画像記録媒体は、鍵等により第三者が容易に取出しを行えない措置が講じられたものであること。
無線LAN装置	無線LAN（規格：IEEE802.11n）により画像の抽出を行うことができる機能を有するものであること。
	無線LANは、WPA2-PSK（AES）により第三者の不正アクセスを防止する措置が講じられたものであること。
	無線LANのSSIDステルス機能を有するものであること。
	MACアドレスフィルタリング機能を有するものであること。
その他	本市が所有する画像抽出用パソコンにより画像の抽出及び再生を行うことができるものであること。
	「日本防犯設備協会RBSS基準（優良防犯機器認定基準）防犯カメラ認定基準」を取得していること。